

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		計画変更命令等（水銀排出施設）
根拠条例・規則等名		大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
条 項		第18条の31
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課（電話：048-829-1330）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場 合はその理 由）	<p>大気汚染防止法第18条の28又は第18条の30に規定する届出があった場合において、その届出に係る水銀排出施設に係る水銀濃度が排出基準に適合しないと認められるとき。</p> <p>計画廃止命令については、施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の変更によって当該水銀排出施設に係る水銀濃度を排出基準に適合させることが困難と認められるとき。</p>
	設定等年月日	平成15年4月1日設定 令和3年4月1日最終改正
備 考		